



令和6年度魚津市低所得者支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

- 令和6年度魚津市低所得者支援給付金 **(3万円/1世帯)** は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者の負担増を踏まえ、低所得世帯(令和6年度住民税非課税世帯)を支援する給付金です。

給付金の支給額

1世帯につき3万円

給付金の支給時期

市が確認書または申請書を受理した日から3～4週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

- 令和6年12月13日において魚津市の住民基本台帳に記録されており、**世帯全員が令和6年度住民税非課税者である世帯**。
- 世帯に課税者からの扶養を受けている方がいる場合は、**支給対象となりません**。

令和6年1月1日において世帯全員が魚津市に住民登録のある世帯

令和6年1月2日以降に魚津市に転入した方がいる世帯、未申告の方がいる世帯

I. 支給決定通知書が届いた方

手続き不要です

※ただし振込口座の変更等を希望される場合は手続きが必要です。

II. 確認書が届いた方

手続きが必要です

返送期限：令和7年6月30日(月)
当日消印有効

詳しくは裏面「I」「II」へ

III. 申請書の提出が必要な方

手続きが必要です

申請期限：令和7年6月30日(月)

【申請書提出先】
魚津市社会福祉課
(1階⑦番窓口または⑧番窓口)

詳しくは裏面「III」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 支給決定通知書（ハガキ）が届いた世帯（手続き不要）

- 前回の給付金受取口座または公金受取口座に、4月中旬以降に振込予定です。
※ハガキに記載されている振込口座の変更等を希望される場合のみ、返信用ハガキを返送してください。返送期限は令和7年3月31日（月）です。
（原則必着としておりますが、当日消印も有効とします。）

II 確認書（封筒）が届いた世帯（手続き必要）

- 3月下旬以降に確認書を送付します。
 - ・ 確認書に必要な事項を記入して、添付書類とともに、返信用封筒で返送してください。
返送期限は令和7年6月30日（月）です。（当日消印有効）
 - ※確認書を返送していただいた方から、順次振込予定です。

III 申請書の提出が必要な世帯（手続き必要）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
 - ・ 申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに、社会福祉課（1階⑦番窓口または⑧番窓口）へご提出ください。提出期限は令和7年6月30日（月）です。
 - ※未申告の方は、令和6年度の住民税申告または所得税確定申告が必要です。

添付書類

- ・ マイナンバーカードの表面、運転免許証等の本人確認書類のコピー
- ・ 通帳、キャッシュカード等の受取口座が確認できる書類のコピー
- ・ 住民税非課税証明書等のコピー（該当世帯のみ）

！ 虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ先

魚津市社会福祉課
魚津市釈迦堂一丁目10番1号
受付時間 平日8:30～17:15
支援給付金窓口 TEL 0765-22-3273
保護係 TEL 0765-23-1077
福祉係 TEL 0765-23-1005